

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 31 日

木 曜 日

号 外(8)

目 次

規 則	
○富山県行政組織規則の一部を改正する規則	1
○富山県事務委任規則の一部を改正する規則	4
○地方公営企業法第39条第2項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部を改正する規則	7

規 則

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第27号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20款 保育専門学院（第 143条—第 145条）」を「第20款 削除」に改める。

第 6 条第 1 項の表知事政策局の項中「安全なまちづくり班 国民保護・地域防災班」を「安全なまちづくり班」に改め、同表観光・地域振興局の項中「魅力創出係 誘客推進係 おもてなし環境・拠点づくり推進係」を「情報発信・誘客促進係 観光地域づくり推進係 国際観光班」に改め、同表生活環境文化部の項中「新近代美術館整備班」を「富山県美術館整備班」に改め、同表厚生部の項中「地域包括ケア推進班」を「地域包括ケア推進班 ねんりんピック推進班」に、「地域生活支援係 高志リハビリ病院整備班」を「地域生活支援係」に改め、同表農林水産部の項中「漁港係 全国豊かな海づくり大会推進班」を「漁港係」に改め、同条第 4 項の表総合交通政策室の項中「空港施設班」を「並行在来線・広域交通対策班 航空路

線利用促進班 空港施設班」に改める。

第 7 条第 2 項の表中「システム開発班」を「システム管理係」に改める。

第 19 条第 4 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第 33 条に次の 1 号を加える。

(12) 全国健康福祉祭に関すること。

第 34 条第 12 号中「、保育専門学院」を削る。

第 54 条第 8 号中「農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」に改め、同条第 14 号中「農業倉庫」を「農産物検査」に改める。

第 61 条第 13 号を削る。

第 76 条第 12 号中「及び新財務会計電子計算システムの整備」を削る。

第 79 条の表富山県情報公開審査会の項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同表富山県個人情報保護審査会の項の次に次のように加える。

富山県行政不服審査会	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務	文書総務課
------------	--------------------------------------------------------------	-------

第 80 条第 20 号を次のように改める。

(20) 削除

第 4 章第 2 節第 20 款を次のように改める。

第 20 款 削除

第 143 条から第 145 条まで 削除

第 182 条の表中

「

医療安全部		
-------	--	--

」

を

「

医療安全部	医療安全管理室 感染対策室	
-------	------------------	--

」

に、

「

救命救急センター部	救命センター科	
-----------	---------	--

」

を

「		救命救急センター部		救命センター科		」
		集中治療部		集中治療科		

に改める。

第 183 条第 3 項中「医療安全部」を「医療安全部医療安全管理室」に改め、同条中第 23 項を第 24 項とし、第 5 項から第 22 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 4 項中「救命救急センター部救命センター科」の次に「、集中治療部集中治療科」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 医療安全部感染症対策室の分掌事務は、感染対策に関することとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
観光・地域振興局観光課誘客推進係長	観光・地域振興局観光課情報発信・誘客促進係長
観光・地域振興局観光課おもてなし環境・拠点づくり推進係長	観光・地域振興局観光課観光地域づくり推進係長
生活環境文化部文化振興課新近代美術館整備班長	生活環境文化部文化振興課富山県美術館整備班長

(人 事 課)

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

富山県規則第28号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「第21号」を「第22号」に改め、同条中第42号を第43号とし、第30号から第41号までを1号ずつ繰り下げ、同条第29号中てをりとし、つをらとし、ちをよとし、たをもとし、同もの次に次のように加える。

や 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7第1項の規定による健康診断に係る事項の通報又は報告を受理すること（同条第2項において準用する場合を含む。）。

ゆ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の10の規定により通知すること。

第 2 条第29号中そをめとし、同号せ中「消毒」を「検体又は感染症の病原体の提出命令」に改め、「こと」の次に「（同法第33条の規定による措置を除く。）」を加え、同せを同号むとし、同号中すをみとし、しをへとし、同への次に次のように加える。

ほ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第48条第2項の規定による意見を聞くこと。

ま 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第48条第3項の規定による退院の求めを受理すること。

第 2 条第29号中さをふとし、うからこまでをとからひまでとし、いをちとし、同ちの次に次のように加える。

つ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第1項の規定により検体を提出し、若しくは当該職員による検体の採取に応じるべきこと又は検体を提出し、若しくは当該職員による検体の採取に応じさせるべきことを勧告すること。

て 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第3項の規定により当該職員に検体を採取させること。

第 2 条第29号中あをたとし、レからンまでをさからそまでとし、同号ル中「第36条第3項」を「第36条第4項」に、「第50条第4項」を「第50条第6項」に改め、

同ルを同号ことし、同号リ中「第50条第3項」を「第50条第5項」に改め、同リを同号けとし、同号中ラをくとし、ヒからヨまでをレからきまでとし、ハをユとし、同ユの次に次のように加える。

ヨ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第1項の規定により検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずること。

ラ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第3項の規定により当該職員に検体又は感染症の病原体を除去させること。

リ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第1項の規定により検体を提出し、又は当該職員による検体の採取に応ずべきことを命ずること。

ル 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第3項の規定により当該職員に検体を採取させること。

第2条第29号中ノをヤとし、ネをモとし、ヌをメとし、ニをマとし、同マの次に次のように加える。

ミ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第2項の規定による通知を受理すること（同法第26条において準用する場合を含む。）。

ム 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第3項の規定による退院の求めを受理すること（同法第26条において準用する場合を含む。）。

第2条第29号中ナをホとし、スからトまでをニからへまでとし、シをととし、同トの次に次のように加える。

ナ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第5項の規定により入院させること（同法第26条において準用する場合を含む。）。

第2条第29号中サをテとし、キからコまでをソからツまでとし、カをスとし、同スの次に次のように加える。

セ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第3項の規定による確認の求めを受理すること。

第2条第29号エ及びオを削り、同号中ウをシとし、イをサとし、アをイトし、同イの次に次のように加える。

ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第3項の規定により当該職員に検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による検体の採取に応じるべきこと又は検体を提出し、若しくは当該職員による検体の採取に応じさせるべきことを求めさせること。

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第4項の規定により検査を実施すること。

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の2第1項の規定により当該職員に質問させ、又は必要な調査をさせること。

カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の3第1項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させること。

キ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の3第2項の規定により当該職員に質問させ、又は必要な調査をさせること。

ク 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第1項の規定により検体を提出し、若しくは当該職員による検体の採取に応じるべきこと又は検体を提出し、若しくは当該職員による検体の採取に応じさせるべきことを勧告すること。

ケ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第3項の規定により当該職員に検体を採取させること。

コ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第5項及び第6項の規定により書面による通知又は書面の交付を行うこと（同法第23条（同法第26条において準用する場合を含む。）、第44条の7第9項、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。）。

第2条第29号にアとして次のように加え、同号を同条第30号とする。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条第2項の規定による届出を受理すること。

第2条中第28号を第29号とし、第9号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 食品表示法（平成25年法律第70号）に関する事項（食品表示法第6条第8項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要する

かどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第5条第1項に規定する事項に限る。）

ア 食品表示法第6条第1項又は第3項の規定により表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。

イ 食品表示法第6条第5項の規定により指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

ウ 食品表示法第6条第8項の規定により必要な措置をとるべきことを命じ、又は業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。

エ 食品表示法第8条第1項の規定により必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は当該職員に立ち入り、検査させ、質問させ、若しくは収去させること。

オ 食品表示法第12条第1項又は第2項の規定による申出を受けること。

カ 食品表示法第12条第3項の規定により必要な調査を行うこと。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(人 事 課)

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第29号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づく職の指定に関する規則（昭和41年富山県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2号中「の課長」の次に「、班長」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(人 事 課)